



## ●黒埼商工会商業部会 スタンプまつりを実施しています！！

商業部会では大野町商店街をはじめとした加盟店30店舗でスタンプまつりをしています。加盟店で500円以上のお買物、サービス利用でスタンプカードにスタンプ1個、1,000円以上で2個を押印し、2個押印されると商品券が当たる抽選に応募できます。スタンプまつりのポスターが加盟店の目印です。是非ご利用ください。

- ・スタンプラリー期間 7月25日(土)～8月16日(日)
- ・賞品 加盟店で使える商品券 5,000円分×6本 2,000円分×35本
- ・抽選 8月20日(木) 当選者には商品券を後日送付いたします。

※この事業は、新潟市商店街活性化ステップアップ事業費補助金を利用しています。  
※詳細は別紙チラシをご覧ください。



## ●地域のお店応援商品券～取扱店募集！～

新潟市では、新型コロナウイルス感染症の影響で売上が減少した地域のお店を応援するために、地域のお店にお客様を呼び込むきっかけとして、大型店を除く市内全域の幅広い店舗で利用可能な商品券を発行し、消費を喚起する商品券を販売しています。

本商品券の取扱いは大型店を除く、中小・小規模事業者が対象となります。新潟市内で飲食、小売、サービス業等の店舗を営む事業者のうち、業種ごとに定められた資本金の額または、従業員数のいずれか要件に該当する方が対象となります。

参加費：無料 換金手数料：無料

詳しい要件・申し込みについては、協同組合NICE新潟のHP(<https://n-gif10ken.com/>)

または、右側のQRコードを確認してください。

取扱店のお申し込みよろしくお願いたします。



## ●申請はお済みですか？間もなく、特別定額給付金の申請期限です。

新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う家計への支援等を目的として、国民1人あたり10万円を給付する「特別定額給付金」について、新潟市における給付をご案内します。

給付金の申請期限は**令和2年8月17日です(当日消印有効)**。翌日以降に申請書を提出しても給付できません。受給を希望される方で申請がお済みでない場合は、期限内に手続きをお願いします。

また、既に申請書の発送は完了していますが、お手元に申請書が届いていない方は、新潟市特別定額給付金センター(0570-012-085)までお問い合わせください。当初の発送状況を確認のうえ、申請書の再発送も可能です。

## ●令和3年度 商工会事務職員(経営支援員)の募集について

令和3年度採用予定の商工会事務職員(経営支援員)採用候補者選考試験を次の通り実施いたします。

- ・申込受付期間 令和2年7月13日(月)～9月8日(火)必着
- ・試験日 令和2年9月12日(土) ・場所 下越:新潟県商工会館 中越:長岡新産管理センター 他2会場
- ・募集人数 5名 ・採用 令和3年4月1日予定

詳しくは新潟県商工会連合会HP(<https://www.shinsyoren.or.jp/>)の職員採用情報にある試験要綱をダウンロードの上、ご確認ください。

## ●新型コロナウイルス感染症に対する給付金・支援金の申請はお済ですか？

### ①国・政府から給付金「持続化給付金」

月の売上げが前年同月比50%以下の中小企業・個人事業者等が対象の給付金

法人200万円 個人事業者100万円以内を支給（中小企業金融相談窓口 0570-783-183）

2019年分の確定申告書・決算書や法人事業概況説明書を用意し、2020年分の対象とする月の売上げ台帳や通帳の写し等と用意しインターネットから申請する(PC、スマートフォンがない場合は申請サポート会場：朱鷺メッセにて申請可能) 条件を確認したい方は、黒埼商工会までお問い合わせください。

### ②市から新潟市ビジネス継続支援金

新型コロナウイルス感染症の影響によって、令和2年1月から6月までのいずれかの月の売上が30%以上50%未満減少した市内の中小法人及び個人事業者の事業継続を支援するため、支援金を支給します。

(1)支給額 1事業者あたり 10万円 ※1事業者あたり、1回限りの申請となります。

(2)申請書類・添付資料※申請受付期間 令和2年8月31日(月)の消印有効

1. 新潟市ビジネス継続支援金支給申請書(様式第1号)

2. 確定申告書類(法人・個人によって申告の種類などにより提出書類が異なります。)

3. 令和2年1月～6月までの月ごとの事業収入がわかる書類(売上台帳等)

4. 申請書記載の口座情報(金融機関名、振込先口座等)が分かる通帳等の写し

問合せ先 新潟市ビジネス継続支援金センター 025-211-8861 または、黒埼商工会まで

### ③国・政府から給付金「家賃支援給付金」

5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金を支給します。

申請時の直近1ヵ月における支払賃料(月額)に基づき算定した給付額(月額)の6倍  
支給対象(①②③すべてを満たす事業者)

①資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者。

②5月～12月の売上高について

1ヵ月で前年同月比▲50%以上または、連続する3ヵ月の合計で前年同期比▲30%以上

③自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払い

給付額「法人に最大600万円、個人事業者に最大300万円を一括支給」

算定方法については中小企業庁のサイト(<https://yachin-shien.go.jp/index.html>)を確認ください。

## ●当事務組合委託事業主の方、労働保険料第一期分の引き落としは8/7です。

当事務組合で労働保険料を委託している事業主の方、

保険料口座振替日 8月7日(金) 保険料等還付日 8月末頃となっています。

その他の事業主につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、労働保険料等の申告期限・納付期限(年度更新期間)について令和2年8月31日まで延長されました。

また、同感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方は、申請により、労働保険料等の納付を1年間猶予することができます。

その他に、納付が難しい方へ労働保険料等の納付猶予の特例があります。

詳しいことについては 新潟県労働局総務部労働保険徴収課(025-288-3502)までお問い合わせください。

## ●新規特別会員のご紹介

事業所名	業種	所在地
株式会社 ABEL	金融商品仲介業、保険代理業	中央区鳥屋野